

○江川委員長 ただいまより、経済建設常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員です。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、1、令和7年第4回定例会提出議案についてを議題といたします。議案第2号、議案第4号、議案第9号、議案第10号、議案第16号、議案第18号、議案第22号ないし議案第24号及び報告第1号の以上10件につきまして、理事者から説明願います。

○三宮経済部長 議案第2号、令和7年度旭川市一般会計補正予算のうち、経済部所管分につきまして御説明申し上げます。

初めに、旭川市職員の給与に関する条例の一部を改正することに伴いまして、会計年度任用職員の職員費を計上している事業につきまして、増額補正しようとするものでございます。補正予算書25ページをお開きください。中段の5款1項1目労政費、旭川まちなかしごとプラザ事業費、次の26ページ、2段目以降になりますが、7款1項1目商業振興費、中小企業振興資金融資事業費、1つ飛びまして、7款1項5目工芸センター費、施設管理費、木工芸指導行政費、7款1項6目工業技術センター費、技術指導行政費の5事業で96万6千円でございます。

次に、同じく26ページになります。下段になりますが、7款1項7目動物園費、動物園事業特別会計繰出金1千533万円につきましては、動物園事業特別会計における給与改定に伴う増額分を繰り出しするため、補正しようとするものでございます。

続きまして、同じく26ページ中段になりますが、光熱水費が不足するため、工芸センターの施設管理費に105万3千円を補正しようとするものでございます。

以上が一般会計の補正でございます。

続きまして、議案第4号、令和7年度旭川市動物園事業特別会計補正予算につきまして、御説明申し上げます。補正予算書は42ページになります。下段の歳出を御覧ください。1款1項1目総務管理費、施設管理費の1千533万円につきましては、給与改定に関するものでございます。このことによりまして、上段の歳入、6款1項1目一般会計繰入金におきましても同額を補正するものでございます。

以上が経済部の補正内容でございます。よろしくお願いいたします。

○上田観光スポーツ部観光課長 議案第2号、令和7年度旭川市一般会計補正予算のうち、観光スポーツ部所管分について御説明申し上げます。

旭川市職員の給与に関する条例の一部を改正することに伴い、職員費が増額となることから、会計年度任用職員の職員費を計上している事業につきまして、それぞれ増額補正しようとするものでございます。補正予算書26ページの中段を御覧ください。7款1項4目観光費、観光振興行政費、冬季観光滞在促進費、続きまして、補正予算書29ページになりますが、10款6項1目保健体育総務費、学校施設スポーツ開放事業費の3事業の合計38万4千円となっております。財源は、全額一般財源となっております。

続きまして、同じく補正予算書29ページ、10款6項1目保健体育総務費、通年生涯スポーツ振興費432万9千円でございます。こちらは、企業版ふるさと納税を活用して、子ども向けスポ

ーツ教室等を行おうとするものでございます。財源は全額寄附金となっております。

以上が観光スポーツ部所管の補正予算でございます。よろしく願いいたします。

○林農政部長 議案第2号、令和7年度旭川市一般会計補正予算のうち、農政部所管分につきまして御説明申し上げます。

補正予算書の25ページを御覧ください。6款1項3目農産園芸振興費の畑地化促進事業費2千849万円でございます。本事業は、国の経営所得安定対策、水田活用の直接支払交付金におきまして、高収益作物やその他の畑作物の導入、定着を図るため、水田を畑地化する際に生じる土地改良区への決済金を支援するものであります。次に、農業支援サービス導入推進費1千124万5千円でございます。本事業は、農業の生産性向上を支援するサービス事業の利用環境を整備するため、農業支援サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入を支援するものであります。なお、財源につきましては、いずれの事業も全額、道支出金を充当いたします。

次に、6款1項6目農地改良費のかんがい排水整備費155万2千円につきましては、国の水利施設管理強化事業により、土地改良区が管理する農業水利施設の整備、補修や維持管理に対する経費について補助するもので、令和7年4月の国の要綱改正により、155万2千円を増額するためのものであります。財源につきましては、当該額の4分の3である116万4千円を国と北海道からの補助金、残る4分の1の38万8千円を一般財源で補正しようとするものであります。

また、補正予算のうち、各事業費に計上している会計年度任用職員の給与改定に関するものは5事業、233万9千円となっております。

続きまして、条例の制定について御説明申し上げます。議案第22号、旭川市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本条例は、議案第19号、旭川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてにおきまして、林野火災に関する注意報の新設等が提案されていることに伴い、火入れの中止に係る規定の整備等のために、旭川市火入れに関する条例の一部を改正するものであります。施行日につきましては、令和8年1月1日としております。

以上、農政部所管分についての説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○岡田建築部長 議案第2号、令和7年度旭川市一般会計補正予算のうち、建築部所管分について御説明申し上げます。

初めに、各事業に計上しております会計年度任用職員の給与改定に関するものにつきまして、補正予算書27ページを御覧ください。8款1項2目建築総務費で2事業、8款1項3目建築指導費で2事業、8款5項1目都市計画総務費で屋外広告物対策費1事業、8款6項1目住宅管理費で1事業の合計6事業で、156万5千円を増額を予定してございます。

次に、債務負担行為の追加でございます。4ページの第2表を御覧ください。債務負担行為補正（追加分）の一番上の段、市営住宅使用料・駐車場使用料納入通知書印字及び封入封かん業務委託料につきましては、令和8年度の使用料の納入通知に当たりまして、納入通知書の作成や封入、封緘等の業務を一括して委託するもので、限度額は117万円となっております。次に、同じ表の2段目と3段目、第2豊岡団地3号棟物置ほか新築工事費と建具工事費につきましては、第2豊岡団地3号棟の建て替えに伴い、物置等の新築及び建具の工事を行うもので、限度額はそれぞれ6千万円と4千730万円となっております。これら3件につきましては、いずれも本年1月または3月を履行開始とし、本年度中の契約手続を行う必要があるため、債務負担行為を設定するものでござ

います。

以上、よろしく願いいたします。

○富岡土木部長 議案第2号、令和7年度一般会計補正予算のうち、土木部所管分につきまして主な概要を御説明いたします。

一般会計補正予算の26ページを御覧いただきたいと思います。8款1項1目土木総務費のうち、管理事務費16万1千円、並びに、ページが変わりまして、27ページになりますが、8款2項1目道路橋りょう総務費のうち、道路橋りょう管理費14万3千円及び地籍調査費10万6千円につきましては、令和7年8月の人事院勧告に伴う会計年度任用職員の給与改定によるものでございます。

引き続きまして、報告第1号、専決処分の報告につきまして御説明をいたします。本件につきましては、道路管理の瑕疵による事故に関するものとなっております。本年8月31日、市内東旭川町瑞穂におきまして、相手方車両が破損した道路中心標を通過した際、車両の一部を破損したもので、その損害賠償の額を1千995円と定め、10月28日に専決処分をさせていただいたものでございます。なお、市の過失割合は30%となっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○幾原上下水道部長 令和7年第4回定例会提出議案のうち、水道局の所管に関わる内容につきまして御説明いたします。

初めに、補正予算についてでございます。内容といたしましては、職員給与費等の補正を行うものでございます。

まず、議案第9号、令和7年度旭川市水道事業会計補正予算についてでございます。補正予算書63ページの実施計画を御覧いただきたいと思います。収入及び支出予算の補正についてでございますが、国家公務員の給与改定に関わる閣議決定を踏まえて実施する給与の改定に伴いまして、収益的支出では、1款1項7目の職員給与費で3千462万4千円、資本的支出では、1款1項1目の職員給与費で668万9千円をそれぞれ増額し、この財源の一部につきまして、収益的収入の1款1項2目の負担金で3万1千円を増額しようとするものでございます。

次に、議案第10号、令和7年度旭川市下水道事業会計補正予算についてでございます。補正予算書69ページの実施計画を御覧いただきたいと思います。収入及び支出予算の補正でございますが、水道事業会計と同様、給与の改定に伴いまして、収益的支出では、1款1項5目の総係費で3万1千円、同じく6目の職員給与費で2千907万7千円、合計で2千910万8千円、資本的支出では、1款1項1目の職員給与費で444万2千円をそれぞれ増額し、この財源の一部につきまして、収益的収入の1款1項2目の負担金で252万6千円を増額しようとするものでございます。

次に、水道局の所管に関わる条例の制定について御説明いたします。

議案第16号の旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本案は、旭川市企業職員の給料月額を、国家公務員の給与改定に関わる閣議決定を踏まえて改定しようとするものでございます。

次に、議案第18号、旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本案は、国家公務員の給与改定に関わる閣議決定を踏まえて改定される一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給率に鑑み、公営企業の管理者の期末手当の支給率を改

定しようとするものでございます。

次に、議案第23号、旭川市水道事業等給水条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本案は、国土交通省からの通知に基づきまして、災害その他緊急の場合におきまして、水道事業管理者が認めるときは、他の水道事業及び他の水道事業者の指定を受けた者が給水装置についての工事を行うことができるように改正しようとするものでございます。

最後に、議案第24号、旭川市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本案につきましても、国土交通省からの通知に基づきまして、災害その他緊急の場合におきまして、水道事業管理者が認めるときは、他の公共下水道管理者の指定を受けた者が排水設備に関する工事を行うことができるように改正しようとするものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○佐藤農業委員会事務局長 議案第2号、令和7年度旭川市一般会計補正予算のうち、農業委員会所管分について御説明申し上げます。

補正予算書の25ページを御覧ください。このたびの補正予算は、会計年度任用職員の給与改定に関するもので、6款1項1目の運営費で31万5千円を増額補正しようとするものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○江川委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○江川委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思えます。

議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、2、報告事項についてを議題といたします。

まず、北の恵みあさひかわ食べマルシェ2025開催結果について、理事者から報告願います。

○三宮経済部長 本年9月13日から3日間の会期で開催いたしました、北の恵みあさひかわ食べマルシェ2025につきまして、このたび売上総額が確定いたしましたので、開催結果を御報告いたします。

前回と比較いたしますと、出店数は12店減の242店でしたが、天候に恵まれたこともあり、来場者数は約7%増の延べ93万8千人となりました。また、売上総額は、出店数の減少によりまして、約1億9千442万円で、約2%減少いたしました。1店舗当たりの売上額は約80万円となり、約2万円の増加となっております。

今回の特徴的な取組といたしましては、日本ハム旭川工場でも製造しておりますシャウエッセンの発売40周年と食べマルシェ開催15回目を記念した日本ハムシャウエッセンゾーンを展開したほか、新メニュー開発等に挑戦する出店者を集めたフードフォレストゾーンを設けたところでございます。また、下国シェフ監修のあさひかわサンドや南さつま市姉妹都市提携10周年を記念した限定コラボメニューも発売を行ったところでございます。さらに、7条緑道での市民パフォーマンスや、旭川観光大使である森崎博之さんや坂口渚沙さんのほか、ファイターズガール等の出演によるステージイベントの充実も図り、食以外にも多くの来場者に楽しんでいただける取組を実施したところでございます。

今後とも、多彩で豊かな食の供給基地であります本市及び道北地方の魅力を発信するため、よりよいイベントとなるよう取り組んでまいります。

○江川委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○江川委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、カムイスキーリンクス管理運営計画策定について、地域集会施設の活用に関する実施計画(改訂案)に対する意見提出手続についての以上2件について、理事者から報告願います。

○山内観光スポーツ部スポーツ推進課施設管理・合宿担当課長 まず、カムイスキーリンクス管理運営計画の策定につきまして、御報告申し上げます。

配付しておりますカムイスキーリンクス管理運営計画を御覧いただきたいと思えます。

カムイスキーリンクスは、施設の老朽化や狭隘化が進みまして、安定した収益を確保しながら施設整備を計画的に実施し、将来にわたって多くの皆様に御利用いただける施設としてあり続けていくためには、収支見通しや施設改修計画等を取りまとめた計画の策定が必要と考え、これまで検討してきたところでございます。策定に当たりましては、施設の現況調査や利用者へのアンケートの実施、指定管理者との協議を踏まえながら、附属機関であります旭川市スポーツ推進審議会で御審議いただいたところでございます。

計画期間は、令和7年度から11年度までの5年間としており、主な内容といたしましては、計画書14ページを御覧いただきたいと思えますが、カムイスキーリンクスが果たすべき役割、機能といたしまして、交流人口増をもたらす体験型観光の拠点としての機能、競技力向上に向けたスノースポーツの競技拠点としての機能、長く愛され続ける市民スキー場としての役割の3点を定めたほか、19ページを御覧いただきたいんですが、施設改修計画、21ページには、収支見通しを記載しております。

今後も、カムイスキーリンクスの安定的な運営を通じて、より多くの方に御利用いただける施設としてあり続けられるよう、計画に基づきまして取り組んでまいります。

カムイスキーリンクスにつきましては、以上でございます。

続きまして、地域集会施設の活用に関する実施計画(改訂案)に対する意見提出手続について、御報告いたします。地域集会施設の活用に関する取組につきましては、総務常任委員会所管の案件ではございますが、施設所管部として関連がございますので、御報告させていただきます。

本件は、使用料、手数料の見直しと重なる内容もあることから、併せて取組を進めておりまして、こちらも同様に11月21日から12月29日までの期間で意見提出手続を実施しております。

配付資料、3種類ございますが、概要版を御覧いただきたいと思えます。まず、地域集会施設は、表紙の下段のとおり、6類型34施設で構成されており、このうち、観光スポーツ部の所管施設は地区体育センターになります。

資料1ページを御覧ください。地域集会施設につきましては、平成31年2月に策定した地域集会施設の活用方針を基に、令和元年8月に、取組内容を整理した地域集会施設の活用に関する実施計画を策定したところでございまして、使用料、手数料の見直しと併せて、第1段階を令和2年4月から実施し、今回、来年10月からの料金改定に合わせて、第2段階の取組を整理し、改訂案としたところでございます。

次に、2ページ目を御覧ください。このページ以降は、(1)から(7)の取組ごとに、第1段

階、第2段階、またその次の第3段階などの取組をまとめておりました。観光スポーツ部に関する主な内容を説明いたします。まず、(3)開館時間及び休館日でございます。第2段階において、地区体育センターの開館時間を、午後10時までから午後9時までに変更する予定でございます。次に、3ページを御覧ください。(5)の使用料及び利用料金の設定基準等でございます。地域集会施設においても、「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針に基づき算定し、地域集会施設の共通料金としております。料金表は4ページ、5ページになります。概要版の説明は以上となります。

また、改訂案につきましては、11月21日から12月29日までの意見提出手続のほか、昨日と明日の夜の全体説明会、また、各施設で開催する個別説明会での御意見などを踏まえた上で、附属機関での審議などを経て必要な修正を行った後、令和8年度に改訂版として策定を予定してございます。

報告は以上です。

○江川委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○江川委員長 それでは、次に、花咲スポーツ公園再整備事業に係る募集要項(案)等の公表及び個別対話の実施について、花咲スポーツ公園再整備基本計画中間とりまとめについての以上2件について、理事者から報告願います。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 初めに、花咲スポーツ公園再整備事業に係る募集要項(案)等の公表及び個別対話の実施について御報告を申し上げます。

資料の1ページ目を御覧ください。花咲スポーツ公園再整備事業に係る新アリーナ整備の事業者募集に向けて、10月24日に募集要項(案)を公表したところでございます。その目的といたしましては、本事業に関心のある事業者と個別対話を行うことで、その後の事業者の参加を促し、本市と事業者が同じ認識に立った事業提案をいただくこととしております。この個別対話には、3者から対話の申込みがございまして、11月18日及び19日にかけて対話を行ったところでございます。

資料の2ページ目を御覧ください。今回公表いたしました募集要項(案)等につきましては、3部構成としておりました。募集要項(案)では本事業の目的や基本的な考え方を示し、公募の手續等を定めております。事業実施において求める要求水準を取りまとめた要求水準書は、新アリーナ等、既存公園施設等に分けて整理をしたところでございます。なお、ここに示している内容や、別途配付しております募集要項(案)等につきましては、事業者との個別対話の結果や、今後開催する花咲スポーツ公園再整備事業事業者選定委員会からの意見も踏まえ修正し、策定をすることとなります。

資料の3ページ目を御覧ください。今回の事業の募集に当たりましては、新アリーナ整備事業等の提案を必須といたしまして、収益施設や多目的運動ゾーンの整備、既存公園施設の管理については任意の提案を受け付けることとしております。

資料の4ページ目を御覧ください。事業提案対象施設と事業提案内容を本編から抜粋しておりますので、後ほど御覧をいただければと思っております。

続きまして、資料の5ページ目を御覧ください。募集要項(案)に示す事項であります。最後の参加資格におきまして、地域経済等への配慮に関する事項を定めることを想定しておりました。

建設費用に関しては、金額が大きくなることから、建設分野を担う担当事業者には市内に本店を有する者を1者以上含むこと、そのほか、市内に本店を有する法人をなるべく多く含むこと、市内の人材の雇用等も求める予定としております。

資料の6ページ目を御覧ください。本事業におけるリスク分担や事業者のリスクへの対応として、実施状況のモニタリングや事業破綻時の措置についても記載をしております。

次に、資料の7ページになります。事業者募集に当たってのスケジュール等となっており、事業者の募集開始は令和8年1月を予定しているところでございます。その後、2回の審査を経まして優先交渉権者を決定した後、基本協定締結に向けた協議や、必要に応じて関係条例等の制定または改定について調整を行ってまいります。これらの協議、調整が整った後に事業者との基本協定を締結することとなります。

資料の8ページ目を御覧ください。新アリーナ等の要求水準書の内容となりますが、新アリーナ活用事業として、市民の日常的個人利用、スポーツ大会を目的とした施設利用、市事業ほかコンベンション利用の3つの視点において、市が求める公共利用を整理し、そのための日数や時間として確保する時間枠への対価、または新アリーナのうち、公共的利用エリアを設定いたしまして、市が借り受けるリース料を負担する方法などを想定しております。

資料の9ページになりますが、新アリーナ等と併せて提案を求める内容や整備範囲を示してございます。

資料の10ページ目でございますが、既存公園施設等の要求水準書の内容でありまして、現在の指定管理と同等の管理水準を求めることとしております。

今後につきましては、事業者との個別対話の結果や事業者選定委員会の意見を踏まえまして、事業者の募集に向けた準備を進めてまいります。

続きまして、花咲スポーツ公園再整備基本計画中間とりまとめについて御報告申し上げます。

花咲スポーツ公園再整備基本計画中間とりまとめにつきましては、本年9月の常任委員会におきまして報告いたしました、中間とりまとめ（案）に対する意見提出手続の結果と、旭川市スポーツ推進審議会での議論を踏まえまして、令和7年11月27日に決定をいたしました。意見提出手続につきましては、本年10月15日から11月14日までの期間で意見の募集を行い、個人の方から53件の意見をいただいたところでございます。寄せられた意見の内容と意見に対する市の考え方は、お手元の資料に記載のとおりとなっており、中間とりまとめ（案）におきまして、今回見直しをする施設としておりましたスケート場及び屋外プールにつきましては、スケート場に係る御意見はなく、屋外プールについての改修の内容や現在の運営に係る御意見がありました。また、花咲スポーツ公園再整備に当たっての新たな施設整備の御要望や、新アリーナができることによる渋滞対策への不安、再整備基本計画や新アリーナ整備について反対との御意見をいただいております。

中間とりまとめにつきましては、屋外プールへの御意見や、意見提出期間中に25メートルプールがある市内の民間施設の営業停止が公表されたこともございまして、来年度の花咲スポーツ公園再整備基本計画の策定に向けては、改めてプール施設の状況等を調査いたしまして、見直しの方向性を検討することとしたところでございます。新アリーナ整備等への反対の御意見に対しましては、これまでの再整備に係る基本構想や、新アリーナ等基本計画の趣旨や今後の市の取組について丁寧に御説明させていただくとともに、今後も情報発信に努めてまいります。なお、11月25日に旭

川市スポーツ推進審議会に意見提出手続の結果と中間とりまとめ（案）からの修正案をお示ししまして、質疑応答を行い、修正についての了承を得ており、11月27日付で決定をしたところでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○江川委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言ございますか。

○能登谷委員 2つありましたけど、先にパブコメのほうから聞きたいと思います。

スケート場と屋外プールの一部廃止ということで、パブコメなんかも取って、意見を聞いたということになります。

この間で見ると、今年の3月には、ジョイフィット24ライト旭川ですか、これがプールを終了しているということもありました。それからさらに、コナミスポーツクラブ旭川もこれ、今年の12月29日で終了するという情報も、このパブコメをやっている最中に入ってきたという状況だと思うんです。プールの需給バランスがどうなっているのかなあとということを最初に聞きたいんですけども、昔はジャンボプールもあって、夏場に行きたいときには、そこにも行くと。僕もそれこそ、子どもを連れて、よく行きましたし、息子はすぐへたれて、やめてしまいたい人なんですけど、娘がなかなかやめてくれないで、延々帰ると言わないので、朝から晩までいるということで、ジャンボプールは日焼け止めを塗っちゃいけないので、もうそれこそひどい日焼けになって、私は、おかにいることが多かったので、いまだに染みが残っているという思い出もあります。

それはどうでもいいんですが、学校プールも、監視員の体制も薄くて、今なかなか開けないでいるというところもあるように聞いているんです。それで、全体として、プールに対する需要と供給ってというのはどうなっているのかな、どういうふうに見ているのかなというのをまずお聞きしたいと思います。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 プールの利用者の状況でございますけれども、平成12年には1万7千人ほど御利用いただきましたが、その後、減少傾向に転じておりますが、近年は5千人から6千人ぐらいの利用をいただいているという状況でございます。夏場の限定の期間の利用ということもございますけれども、土日あるいは夏休み、そしてまた特に気温の高い日などは一定程度利用がある、利用いただいているというふう在接受止めているところでございます。

○能登谷委員 今回のパブコメを見ても、プールに対するコメントが大分多い、多く寄せられているというふう思うんですが、市民意見にはどのように対応しようとしているのか、伺いたいと思います。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 今回いただきました意見につきましては、競技の視点、50メートルプールを維持してほしいという意見でございますとか、レジャーの視点から、多目的プールを望むという、設置など、様々な意見をいただいたところでございます。そうした中、先ほど委員のほうからもございましたけれども、本年12月29日をもって民間の施設がまたさらに1つ減少するという状況もございますので、そういったことも踏まえまして、今後、先ほど報告をさせていただきましたが、その意見を受け止めながら、市内のプールの利用状況を改めてしっかりと調査を行った上で、再度検討してまいりたいというふうに考えております。

○能登谷委員 パブコメの意見を尊重されるということで、歓迎したいと思います。

それで、花咲新アリーナについても意見が寄せられています。市としては、花咲新アリーナを切

り離して、それ以外の公園再整備について聞いたかったつもりかもしれないんですが、そうはいつでも市民のほうの受け止めとしては、公園全体の再整備と受け止めて、全体についてもこの部分についても意見を述べるということで、それは当然のことだなあとと思いますが、これらも含めて、有効な意見と受け止めて対応されていくのかどうか、伺いたいと思います。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 今回の基本計画の中間取りまとめにつきまして、パブコメを実施したところでございますけれども、来年度の基本計画の策定に向けた、今はまだ中間の取りまとめの段階ということでございます。今回、パブコメでお示ししていた以外の花咲の新アリーナでありますとか、その他もろもろ、公園全体についての意見等も伺ったところでございますので、そうした意見も踏まえながら、基本計画の策定に向けてしっかり検討してまいりたいと考えております。

○能登谷委員 花咲新アリーナについては、はっきり反対する意見も37件あるということで、これもなかなか異例のことではないかなあとと思います。全体として、もっとほかにやることがあるんじゃないかということも書かれているというふうに思うんですが、どのような意見と受け止めているのか、伺いたいと思います。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 今回いただいた意見、今、御質問のとおり、反対の意見が37件ということでございました。今回パブコメを実施したわけでございますけれども、市民の意見を伺う機会といたしましては、未来創造ポストというものがございまして、そういったところからも意見をいただいているところでございます。反対意見もありつつも、一方では、スポーツイベントでありますとか、コンサート、ライブなどができるアリーナへの期待感も含めた意見も寄せられているところでございますので、反対、賛成、様々な意見があろうかと思っておりますけれども、そうした意見につきましてはしっかりと受け止めて、今後も整備に向けて進めてまいりたいと考えております。

○能登谷委員 パブコメの9番目のところは、具体的にいろいろ書かれているんですが、全体としては理解していると、老朽化なのということを書きながらも、駐車場を心配する意見とか、あれもこれもやっていたんではスポーツ公園の特色が薄れるんじゃないかとか、それから、財政面に無理が生じるんじゃないかななどのなかなか貴重な御意見をいただいていると思うんです。答えを見ても、財政面については書かれていないと思うんですが、そこはどうしてそういうふうになったのかお聞かせください。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 今回の花咲に関連いたします、各種新アリーナ等を含め、今後の公園全体に向けては、非常に多額の費用を要する事業というふうに認識をしておりますけれども、限られた予算の中で整備を行う必要があるというふうに受け止めております。財政負担の軽減を少しでも図れないかという視点で、今の花咲新アリーナにつきましては、民間活力を導入できないかということで、官民連携手法によりまして、事業方式を非保有方式として、現在、整備に向けて進めてきているところであります。今後、その他の整備につきましても、そうした財政状況をしっかり考慮しながら、慎重に手順を追って進めてまいりたいと考えております。

○能登谷委員 いや、具体的には、今まで聞いてきたことはそうなんだけど、9番の質問者というか意見を出した方に対する回答、これは回答はもう送ったのかな、ところで。まだ送っていないのね、首振っているから。送っていないとしたら、もう少し考えたほうがいいと思うわ。だってこれ、

具体的にこの人は財政面のことを心配していますよ。財政面に無理が生じる。それについて答えている部分は、官民連携による整備のための手続ぐらいしか書いていないんですよ、財政に関して。官民連携で財政的には大丈夫なんだっていう理由にもならないと思うんですよ。官民連携の手法の幾つかはそうかもしれないけど、今度のやつがどうかっていうと、財政的には比較検討もしていないから。それがどうかっていうことは答えていないと思う、率直に言って。だから、これから回答を送るならちゃんと答えてあげないと。いい悪い、僕と意見が合うかどうかは別として、取りあえず、この人の立場に立って、財政的にも心配と、心配だけども、心配でないんだっていうことを形の上で示さないと回答にならないんじゃないかな。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 先ほど申し上げました、官民連携手法により進めていることによるコスト効果とといいますか、削減効果とといいますか、そういったものがなかなか見えずらいという部分もありまして、市民の皆様などに不安が生じているのかなというふうに受け止めておりますけれども、今回、官民連携手法で行うに当たりましては、しっかり、従来手法とその他の手法も含めまして、検討を行った結果として今進めているところでありますし、事業提案などは来年から受けることとなりますけれども、間違いなくコストメリットがあるという担保の下に審査なども行っていくことを考えておりますので、募集要項（案）で、上限額というものを示す予定でもございますので、今、公表するに向けての試算をしているところでございますので、来年1月にはその募集要項の中で、新アリーナの官民連携の部分につきましては、市の上限額というものをしっかりお示しできるのかなというふうに考えているところでございます。

○能登谷委員 それは先の話はそうかもしれないけど、この9番の質問者というか、御意見を寄せてくれた方に、右側の回答をして市が送るんだよね。で、直近に送るんだと思うんで、そこをもう少し財政的なことを書いて、心配ないと、いや心配ないと全然思えないんだけど、心配ないよっていうことが分かるようなものを、市的には回答してあげたらどうですかという話なんですよ。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 回答内容についてでございますけれども、今、委員さんからも御質問がございましたけれども、その内容につきましては、似たような回答内容につきまして、10番目の意見に対する回答の最後の部分で、先ほど新アリーナの整備に関連した、官民連携で進めているということも申し上げたところでございますけれども、市として、将来にわたって過度な負担にならないよう進めてまいりますということと、他の大型事業、それから市全体の財政状況も考慮しながら、花咲スポーツ公園全体の再整備の具体的な内容、あるいはスケジュールを検討してまいりますということを回答させていただいております。今回、その9番目の回答につきましては、そういったことも含めて、相手方に必ずしも十分な回答となっていないということであれば、この内容につきましても、修正を踏まえて対応することも必要かなというふうに考えております。

○能登谷委員 この全部を意見を寄せてくれた人にみんな返すわけじゃないよね、きっと。9番の人には9番の回答だよ。そのまんまくれるんですか。だから、自分が9番で聞いたのに、そのまんまくれたら、全部見ないと分からないっていう仕組みはちょっとまずいんじゃないかな。自分の質問にもちゃんとそこそこに答えていないと、全部読めば分かるんだっていうのはちょっとなかなか丁寧でないと思うので、そこをちょっと工夫したほうがいいと思いますよ。不十分だと思いますので、回答をぜひ工夫していただきたい。

時間もあれなので次に行きますけど、花咲スポーツ公園再整備事業に係る募集要項（案）のほうです。10月24日には募集要項（案）ができて、それから要求水準書の案もできて、公表したとこれには書かれていますので、それから、11月26日は個別対話の結果概要を公表しているということが書かれていますので、どのような内容なのか伺いたいと思います。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 今回、募集要項（案）を公表した後に、11月18日と19日に個別対話を行ったということで、その結果を公表させていただいておりますけれども、この公表内容につきましては、現在3者と個別対話を行ったということの結果を公表させていただいたところでございます。

○能登谷委員 その3者の個別対話の結果概要を公表していると、26日の時点でね、これだと。11月26日、個別対話の結果概要を公表と書かれていますので、その内容を示していただけませんか。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 個別対話におきましては、既存施設の稼働状況でありますとか、選定方法などについて質問をいただいたところでございます。なお、その結果につきましては、現在、各事業者さんにその質問の趣旨、あるいはこちらの本市としての回答をするわけでありまして、その内容で相手方にまずお示しをしまして、その内容について、今、確認、調整を行っているところでございます。その内容について、確定次第、公表してまいります。

○能登谷委員 ということは、3者の個別対話があったということを公表しただけで、中身までは公表していないということなんですよ。分かりました。

それで、1ページ、右側のほうには、より事業者が参加しやすい募集要項等を作成するというふうになっているんですが、ちょっとなかなか誤解を受ける文面だなあというふうに思っているんですよ。今の個別対話の内容は後ですり合わせた上で公表することも含めて、これだと本末転倒でないかなと、率直に言って。本来はこちらの要求水準を満たさせるべきであって、いろいろ話しして、合わせてやるっていうものではないんじゃないかなと思うんです。これまでの答弁でも、要求水準を満たさないときはもう駄目だっということもあるんだというようなことを部長が何回もおっしゃっていたと思うんですけども、それともちょっと違うような気がするんですけども、どういうことなんでしょうか。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 まず、今回実施をいたしました個別対話の目的でありますけれども、現時点におきます本市の考え方を取りまとめました募集要項（案）等について、直接、事業者から質問をいただき、本市の考え方を示すことで、見解の相違でありますとか、そういったことが生じないように、同じ認識に立った上で、事業者から事業提案をいただきたいということで実施をしたところでございます。また、対話に参加していない場合でも、公募開始等の募集要項等を読んで応募することも可能としております。

募集要項（案）では誤解を招くおそれが高い箇所については、若干の修正を加える必要があるかなというふうには考えておりますけれども、内容の修正、内容といたしますか、本市の考え方、それから、募集要項の根幹に関わるものを変更、あるいは修正をかけるということではございませんので、御理解を賜りたいと思います。

○能登谷委員 見解の相違が生じないで事業提案をいただきたいと。それはそうなんだけど、普通、読んで分かれよってというのがこれまでのやり方だったですよ。だから、細々と要求水準も募集要

項も定めていて、大体、僕らにくれるものは読んで分かれよみたいなもので、さっきのだって、公表したっていったって聞いたら公表されていないのかっていうようなもので、それは随分事業者には丁寧なんだなという感じがしました、まあ、それはいいとして。

それで、2ページの民間事業者と対話する募集要項（案）等の構成というので3つ載っています。一つは、新アリーナの整備募集要項（案）、2つ目は、要求水準書、この辺が重要なところだなと思うんです、要求水準書の新アリーナ部分、3つ目は、既存公園施設等というふうになっています。3つの募集要項等です。3は、これは、来年度、計画をつくることになっているはずなんです、なぜここに入っているのかというのがちょっと不思議なんですけれども、それについてお聞かせください。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 今回、募集要項等の構成といたしまして、要求水準書で新アリーナ等、既存公園施設等ということで、その要求水準をお示ししております。その中で、既存公園につきまして、先ほどは計画との関連性についての御質問かと思っておりますけれども、今回、任意で提案できるのは、既存公園施設につきましては、指定管理業務の部分を請け負うことができるという、そういう提案は可能としているということでございますので、基本計画、来年度策定をいたしますけれども、その基本計画を踏まえて、市の考え方をまとめて、改修を行うこととなりますので、今回提案をいただく事業者が、既存公園施設についての改修を、そちらの事業者の考えで進めていくということではございませんので、御理解を賜りたいと思います。

○能登谷委員 来年度の計画に今から手を挙げておくことができるということに、私は事実上なるんじゃないかなと思うんです、任意と言ってもね。新アリーナ建設を希望する事業者が、事実上、その後の既存施設の管理まで先に手を挙げておける、手をつけておけるということにならないでしょうか。だから、例えば、市内の事業者などで、既存施設だけだったら管理できるよねと、新アリーナまで形成できないけどもという希望があったとしても、事実上、間に合っていないという仕掛けになりませんか。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 今回、既存公園施設の指定管理業務を任意提案できるということになっておりますけれども、これはあくまで、今回、花咲新アリーナの整備事業に関わって、そのアリーナ部分を必須といたしまして、任意で指定管理業務について提案をできるというような立てつけになっているところでございます。したがって、まず、花咲のアリーナという部分が必須事項として前提にありまして、プラスアルファ、任意で提案できるという流れになっておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○能登谷委員 いや、全く御理解いただけませんね。結局、事業が決まっていなのに先に決めておくみたいなやり方、これは事前執行と言われてますよ。行政としてはあってはならないことのはずなんですよ。だって、計画が決まっていないうだもん。これから、来年、計画を決めましょうと。だけど、そっちも俺はやりたいよって手を挙げておけると。結局、新アリーナ建設の事業者が大変有利なんだよ、どう見たって。190億円もかかる仕事をやって、ほかも全体を支配できると。確かに、同じ事業者がやったほうが、スケールメリットはあるかもしれないですよ。だけど、事実上、それが支配できるような仕掛けを行政までしてやってどうするのか。後でみんな手を挙げてねって言ったときに、やっぱりこの人が有利だよねと。アリーナも造ったし、ほかの管理も人手があるからやれるよねっていうのは、そのとき募集して、ああ、やっぱりそっちが強いよなっていう

なら、それならまだ分かる。だけど、ほかの既存部分の公園施設については、手を挙げる状況になっていないのに、新アリーナ等を希望している人は、先にそれも提案して、任意で提案できるよといったら、完全優位でしょう。優位でしょうっていうか、既存施設だけやりたいところは排除されているでしょ、事実上。そういうのを事前執行というんじゃないの。駄目なんじゃないの、全然。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 今回の既存公園施設につきましては、先ほど来、答弁をさせていただいておりますが、あくまでその指定管理業務の部分のみを任意で提案はできますよという内容になっているところでございます。計画を踏まえて改修を行っていくこととなるわけでございますけれども、その改修というのは、基本的に市の計画にのっとって、市が市の費用負担で改修を行っていくということになりますので、決してその事業者ありきで事業者の思うように改修を進めるということではございませんし、あくまでその指定管理業務のみということでございますので、改修はまた市の計画にのっとって進めていくこととなります。

○能登谷委員 これまでの質疑でも、新アリーナの内容によっては、全体計画にも影響するかもしれない、そのときは、その全体計画を見直すんだっていうことを言ってきましたよ。なのに、全体計画は来年だって、おかしいぞってずっと言ってきたんですよ。だから、影響するのは間違いないんですよ、新アリーナがどんな建設になるかということの中身がね。それで、そのところを任意だと言いながら、全体の既存施設のところまで、今、募集をかけられますよと。募集要項もありますよと言ったって、計画全体は来年できるんだよ、どうやって手を挙げるの。そうしたら、ほかの業者は、新アリーナを造ろうというふうに思う業者は、それもあるから全体に影響するものも分かっているの、有利な提案ができますよね、当然。人はこっちとこっちで兼用で使えるとか、回し合えとか、金額的にも事業的にも、いろいろ有利になる。だけど、それが分からない人は、来年になってみないと計画ができないんだもん、今、手を挙げたって中身が分かんないんですよ、実は。だから、既存施設部分で、今ある既存施設のままでやるとしたら、何ぼよと、指定管理どうすんのかなよということしか分かんないですよ、これ。そこだけ聞いてくわ。来年だって計画が変わるかもしれないけど、今、要求水準書で求めているのは、今の花咲公園の既存施設部分のことで出しているんですよ、新アリーナ以外。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 今回、要求水準書の中で、既存公園施設等ということであえて分離しているのは、その部分については、切り離して、任意で提案をいただくということは、必ずしも全部が全部一体化ということではなくて、それは、個別に整理をしていきたいというふうに思っておりますけれども、任意で提案をいただける場合については、指定管理業務については行っていただけると。

先ほど来……

○江川委員長 理事者に伺いますが、ただいまの能登谷委員の質疑の中身に関して、お答えをお願いいたします。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 失礼いたしました。今の既存の施設については、今の状態で施設の運営管理を行っていただくということを前提で考えております。

○能登谷委員 そういうことなんです、聞きたいのは。

だとすると、来年計画ができれば計画が変わるかもしれない。だけど、今のまま指定管理だとしたらどうよっていうことで手を挙げてくれって言っているんだよね。そうすると、来年の計画が変

わったことを知らない、既存の管理だけやりたい人は参加のしようがないんだよ、今言われたって。だって、来年決まる計画なんですよ。だけど、新アリーナをやりたいよっていう人は、新アリーナをこうするっていう中で、既存のほうもこう変わるっていうことに影響するのが分かっているから、セットで提案できるんですよ。そうすると、新アリーナをやりたい人は、新アリーナ以外の既存部分についてもよう分かるとるから、こっちを取れるんですよ。提案に有利なんですよ。そういうのは事前執行になりませんか。行政がやっちゃいけないことじゃないですかって言っているの。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 事前執行ではないかという質問でございますけれども、本市といたしましては、今のこの手順で進めている内容については、事前執行には当たらないのではないかとということで進めてきているところであります。

指定管理については、令和11年度からを予定しているところでございますので、計画ができた後に、その内容を踏まえて、当然、管理運営を行っていただくべきものというふうに考えております。

○能登谷委員 事前執行とは考えていないと、それは誰でも言わなきゃならないんだわ。事前執行だって言ったらアウトだから、その時点で。それは分かる。事前執行でないと言わなきゃなんないのは。だけど不公平でしょ、どう見ても。新アリーナ建設に携わる、希望する人たちは、有利な提案ができる、今の時点で。ほかの人たちは、これを提案しようとしてもできない。今から手を挙げておける、セットで。その不公平さは否めないでしょ。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 今回の事業提案の在り方が不公平ではないかというようなことかなと思っておりますけれども、今回、事業提案という部分につきましては、先ほども御答弁申し上げましたが、花咲の新アリーナの整備に関わっての、まず事業提案を受けるというのが大前提でございます。あくまで他の既存施設については任意という扱いでございますので、その点については、そのような事業提案募集を行ってまいりたいということでございますので、御理解を賜りたいと思います。

○能登谷委員 任意というのは、これは駄目だと思うんだよ。任意だから提案してもしなくてもいいっていうだけなんだけど、事実上提案できるんですよ。ほかの、じゃあ、一般の既存公園施設部分だけやりたいよという人は、いつ、提案したり、いろんなことができるんですか。このときにできるんですか。今回、この募集要項にのっとって、ここだけできるんですか。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 今回、事業提案をいただく中で、任意の部分で、既存公園施設についても提案を受けた場合については、事業者が管理運営を行っていくこととなりますけれども、仮に、これは任意ということでございますので、もし事業提案がなかった場合については、当然、その他の事業者についても、そういった、何といいますか、この事業に関わる余地はあるのかなというふうに思っております。

○能登谷委員 いや、これね、1、2、3になっていて、3の名称は、(仮称)旭川新アリーナ等整備事業要求水準書(案)(既存公園施設等)、これは任意なんだって言っているんですよ。これで誰か、花咲運動公園再整備事業全体の指定管理、その他について整備するものだって誰か思いますか。新アリーナだよ、これ。任意だから。任意だ、任意だって言っているけど、誰かから提案が、3者ぐらい今話しているっていうから、1、2あれば、そこで決まっちゃうっていうことになるの、そうしたら、そこまで、3の部分。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 今回、その募集の中で既存公園施設等についても任意で提案を受けた場合につきましては、その提案内容を踏まえまして、事業者選定委員会のほうにも諮りまして、審査、あるいは議論をいただくこととなります。

○能登谷委員 じゃあ駄目だわ。だって計画全体は来年できるんだよ。それなのに、今年のうち任意で提案されたところでいいのがあったら、それで行けていうことになるから。計画が来年できて、それから既存公園の施設管理、指定管理したいなど、今あるところも含めてね。今、どこだった、公園緑地協会かな。そういうところも含めて、例えば、振興公社とか、いろいろ、いろんな指定管理をやっているところがあるけど、そういうところが、普通に考えれば、来年計画だから、来年計画が整って、はい、うちもやりたいですって手を挙げようと思ったときは、もう決まっているってことなんだよ。そういうのを事前執行と言わないかと、または、不公平でないかと言っているんだけど。あまりにもひど過ぎると思うけど。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 何度も繰り返すにはなりますけれども、今回、既存施設につきましては、あくまでそのアリーナを必須としての整備事業に関わっての募集についての任意事項ということで捉えているところがございます。その中で、基本計画との関連性という部分でいきますと、来年度、全体の基本計画については策定をする予定でありますけれども、この計画というのは、当然、市が計画するものでございまして、その考え方に基づいて既存施設につきましては改修を計画的に行ってまいりたいと思っておりますので、ちょっと不公平性の部分につきましては、今回の事業の提案の内容がこういう手法で行くということでございますので、その点について御理解をいただきたいと思っております。

○能登谷委員 困ったね。全く理解できないです。不公平性があるかどうか御理解いただきたいと言ったって、ないと言ってほしいんだけど、ないっていう理由が分からないし、今日は残念ながら責任ある立場の人もおられないようなので、ちょっと継続して議論させてもらえないでしょうか。これ、今日報告があって、分かったというふうにならないと思います。なぜなら、私はこれ、項目だけ見た中で、質問したいなっていうことはすぐ思ったので、資料を取り寄せて、いただきました。だけど、ほとんどの人は本日、タブレットに配信されましたよね。私もずっと昨日もタブレットを見ていたけど、配信されていないです。だから、資料は今日配られた、配られたというか配信されたという中で、委員各位が読んで理解する時間もなく、委員会に報告があったことになってしまう。これでは議会のチェック機能を果たせないと思うんです、率直に言って。なので、今回のパブコメの部分は、大体、私としては承知しました。で、花咲新アリーナ等整備事業募集要項とか、それに基づき要求水準書の案が示されていますので、これらは、どう見ても重要なものなので、報告があった、聞いた、了解したっていうことで済まないと思いますので、別の場面で集中的に議論させていただけるように、僕だけでなく、ほかの方も議論したいと思いますが、ただ、これ以上聞いても、何か、責任ある回答を得られないような気がしますので、別な議論の場を設定していただけないかなということ、委員長に取扱いを求めたいと思います。

○江川委員長 ただいまの能登谷委員からの発言、取扱いの申出につきましては、検討をさせていただきます。ありがとうございます。

継続をお願いします。

○能登谷委員 終わります。

○江川委員長 ほかに御発言ございますか。

○金谷委員 確認だけさせていただきます。

まず、新アリーナのほうは令和12年オープン予定で、今現在、ここまで進んでいるんですけども、今お聞きしていた公園全体の整備の、プールとかスケート場とか、そういったお話が出ていましたけど、その供用開始はいつですか。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 今回のプールなどにつきましては、あくまでも、今回の花咲スポーツ公園の再整備の基本構想の中で、見直しが必要というふうになっていた施設について見直すということがありまして、新たに造るものではなくて、改修を念頭に意見をいただいていたところでございます。

プールにつきましては、民間の施設が今年いっぱいをもって閉鎖をされるということもございましたので、プール改修の部分については、改めて、そこは利用状況把握に努めながら、もう一回、再度検討したいなというふうに思っております。

スケート場については、廃止についての中間とりまとめ（案）について意見をいただいたところでございますので、その反対意見というのは特になかったところでございますので、廃止に向けて検討していきたいなというふうに思っております。

○金谷委員 そうすると、大規模改修後の新しくなった公園全体のところについては、供用開始がいつからというのはまだ決まっていないというふうにお伝えいただいたと、今、思いました。

ずっとこの場で議論になっている花咲新アリーナと全体の公園整備とのタイムスケジュール的なそごが、今、生じてきたり、それから、さきにお示しいただいたように、答弁を聞いていますと、今回、3者、今のところヒアリングされていらっしゃるということであるんですけども、そういったところが、これから本当の審査に手を挙げてくるっていうところになったときには、今お示しいただいたような、このほかの整備の状況も、全体的な、このエリア全体の活用っていうところを初めから想定しているっていうことも発言されてきたというふうには受け止めているんですよ。そういうふうに考えますと、今回のこの花咲新アリーナの整備の部分が、どこにどのような形でお仕事をしていただくのかっていうのが決定した後には、今お聞きしたような、プールとかスケート場とか、そういったところを含めた全体エリアの活用を、方針として、一番初めにそれも入れ込んだ形で事業者は提案しなきゃいけないのかなっていうふうに、ちょっと受け止めとして、必ずしもっていうことではないにしても、そういった期待を担当のほうでは持っているんだなっていうのもちょっと確認ができましたので、事前執行かどうかは様々な見方があるかなというふうに思いますけれども、よりよい事業となっていたらかなきゃいけないなというふうに思いますので、今のタイムスケジュール的なそごはあるなというところだけ、まず確認させていただきたいと思います。改めて別の場でということもおっしゃっていただいているので、今のところ、今日はそこまでお聞きをして確認しました。

○江川委員長 他に御発言ございますか。

（「なし」の声あり）

○江川委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、使用料・手数料の見直し案に対する意見提出手続について、理事者から報告願います。

○富岡土木部長 使用料、手数料の見直しに関する取組につきましては、総務常任委員会所管の案件ではございますが、個別の使用料、手数料の所管部局として関係がございますので、11月21日から12月29日までの期間で実施している意見提出手続につきまして、御報告をさせていただきます。

経済建設常任委員会が所管する使用料、手数料につきましては、旭山動物園、総合体育館、忠和体育館などの使用料、土壌診断、建築許認可申請、現地目証明などの手数料があり、関係する部局は経済部、観光スポーツ部、農政部、建築部、土木部、農業委員会事務局となります。本日の報告は、使用料、手数料の見直しの全体概要となりますので、関係部局を代表して、土木部から御説明をさせていただきます。

それでは、使用料・手数料の見直し案を御覧いただきたいと思います。資料は3種類ございまして、資料1は、使用料・手数料の見直し案の概要、資料2は使用料一覧、資料3は手数料一覧となっております。

本日は、資料1で見直し案の概要を御説明させていただきます。まずは1ページを御覧いただきたいと思います。上段中ほどに記載しておりますが、前は令和2年4月に見直しを行っておりまして、本来、令和6年度が本市の「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針に基づく見直しの時期でございましたが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、料金設定のための適切なコスト算定ができなかったことから、実施を見送り、今回、令和8年10月からの新料金適用に向けて見直し案を作成したものでございます。

ページの左下になりますが、見直しの対象といたしましては、取組指針の対象となる公の施設の使用料、手数料のほか、対象外ではありますが、取組指針に準じて算定等を行った施設の料金改定も併せて行います。取組指針の対象では、使用料で専用使用料が99施設、1千143項目、個人使用料が40施設、264項目、機械使用料が2施設、74項目、手数料で1千73項目となります。また、取組指針の対象外では、総合防災センターや北消防署の貸室料金や、旭山動物園の入園料の改定を行います。

右側の今後の取組につきましては最後に御説明をいたします。

次に、2ページを御覧いただきたいと思います。こちらは、料金の算定方法の説明となります。算定方法は、取組指針に基づくものとなっております。今回は使用料、手数料のいずれも令和4年度から令和6年度までの実績を基に算定をしております。なお、改定料金は改定前の料金の1.5倍が上限となります。

次に、3ページを御覧いただきたいと思います。左側上段になりますが、今回の見直しによる改定後の料金の増額、減額などを集計した表となっております。使用料では、約90%の項目で増額、手数料では、約83%の項目で増額の改定となっております。また、手数料の増額には燃やせるごみ、燃やせないごみの指定ごみ袋の料金も含まれております。下段は、生活保護世帯に対する一般廃棄物処理手数料の減免制度の在り方について、今後検討を進めていくことの説明となります。ページの右側は、パークゴルフ場につきまして、今回の改定を見送り、将来の施設の在り方と併せて改定時期等の検討を進めていくことの説明となります。

各使用料、手数料の料金改定の詳細につきましては、資料2と資料3にまとめております。

最後に、今後のスケジュールについてでございます。1ページ目に戻っていただきまして、下段

の右側を御覧いただきたいと思います。パブリックコメントに合わせて、全体説明会、各種施設の個別説明会を開催いたします。その後、市民の皆様からいただいた御意見等を踏まえながら料金改定の最終案を取りまとめ、来年6月の定例市議会に関連する議案を提出し、令和8年10月から新料金を適用したいと考えております。なお、旭山動物園の入園料や指定ごみ袋、粗大ごみ処理手数料などは、時期の例外として、新料金の適用時期を別途設けております。

報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

○江川委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言ございますでしょうか。

○能登谷委員 何回もすみません。あまり何回も聞きたくなかったんですけど、総務のほうで、全体の手数料、使用料について聞いていますので、我が会派の考え方なんかも伝わっていると思いますので、全体ではいいと思うんですが、経済建設所管の改定額の平均額、率が分かりやすいのかな、それはどれぐらいになっているのか、お示しいただきたいと思います。

○富岡土木部長 すみません。今、手元に正確な資料がございませんで、今すぐに答えることがちょっと。申し訳ございません。

○能登谷委員 そうしたら、それぞれの施設の利用料は別として、施設の使用料だと、設置目的がそれぞれの施設にあって、そしてその目的に沿った公共施設の活動方針があると思うんですが、それらの影響ということも当然はかった上でね、今回の提案になっていると思うんですが、その基本的な考え方をお示してください。

○富岡土木部長 今回のこの使用料、手数料の改定、計算方法にも関わるわけでありましてけれども、あくまで、受益者負担という考え方の中で、市が50%、受益者が50%負担するといった中で、近年の物価上昇でありますとか、人件費の上昇、そういったものを加味した上で、どうしても、そういった使用料、手数料の上昇を見直す時期にあるといった中で、当然、今、委員がおっしゃられたような、その施設の目的等に関わることもあるわけでございますが、今回はそういった料金の見直しと、そういった社会的背景を踏まえて、あとは、受益者負担の考え方、半々を持つんだというような形で今回進めさせていただいているということで御理解いただきたいというふうに思います。

○能登谷委員 詳しくはまた別の機会で聞きますけれども、ものによっては、社会教育施設もあれば、福祉施設もあれば、いろんな住民が、地域集会所みたいな施設で集うために設置されているというのもあるので、その設置目的ごとにいろんな違いがあってもいいのではないかなあというふうに率直に思うんです。それで、どれぐらいの額とか率になっているのかなあ、どんな考え方でやったのかなというのをお聞きしたかったんですけども、そこまでは、ちょっとこの所管のところでは把握し切れないことなのかもしれませんが、ちょっとどこかの場面でそれはよく聞かせてもらわないとならないなと思うんです。一律どうかということはあると思うんですよ、設置目的がそれぞれ違うし、使用についてもいろんなことがあるので、そこは詳しく今後お示しいただきたいなことだけ述べておきたいと思います。

○江川委員長 他に御発言ございますか。

(「なし」の声あり)

○江川委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、貸付農地に対する固定資産税の軽減措置誤りについて、理事者から報告願います。

○佐藤農業委員会事務局長 貸付農地に対する固定資産税の軽減措置誤りについて御報告いたします。

資料を御覧いただきたいと思います。1、概要にありますとおり、自作農地で10アール未満のものを除く、所有する全ての農地を新たに農地中間管理機構に貸し付けた場合、その農地に係る固定資産税の課税標準額が2分の1に軽減される制度が、平成28年4月の地方税法の改正により創設されておりましたが、農業委員会から税務部に対象の農地に関する情報提供がなされていなかったことにより、過大に固定資産税を課税し徴収していたことが判明したものであります。

対象の方につきましては、資料の2、対象のとおり、令和3年3月に農地中間管理機構に貸し付けた農地の所有者1名で、還付予定額は3万7千700円でございます。

原因についてであります。3、原因のとおり、固定資産税の軽減の対象となる可能性のある方については、農業委員会から税務部に情報提供することとなっておりますが、令和元年度以降、情報提供が適切に行われていなかったことが原因と考えております。

最後に、4、再発防止策についてであります。過大に固定資産税を徴収した方には、10月下旬に経過等を説明しており、既に納付されたことにより生じた過誤納金については、還付の手続を行っているところでございます。今後は、農業委員会事務局において複数の職員で対象者リストを作成、確認し、税務部への情報提供を徹底するとともに、税務部におきましては、軽減措置対象者について、税の賦課作業時に農業委員会へ照会するなど、相互に確認し合うことで再発防止に努めていきたいと考えております。

このたびは、還付の対象となった方に御迷惑をおかけし、申し訳ありませんでした。

報告は以上でございます。

○江川委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○江川委員長 次に、3、その他の経済建設常任委員会行政視察の委員派遣の変更についてを議題といたします。9月24日の委員会で決定し、議長の承認を得ている委員派遣について、交通機関の影響により行程及び派遣期間に変更が生じたことから、当日付で所定の手続を行い、視察を終了しましたので、皆様、御承知おき願います。

以上で、予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○江川委員長 それでは、本日の委員会は、これをもって散会いたします。

散会 午前11時27分